

平成17年総務省告示第1379号

(電気通信事業法施行規則第40条の6第2号の規定に基づき
都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件)
の一部改正案について

令和4年2月
総合通信基盤局
料金サービス課

【改正背景】

- ・「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日情報通信審議会答申)(以下、「答申」という。)において、**災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけ、ユニバーサルサービス交付金による補填により、安定的な提供を確保すること、及び、利用が減少している第一種公衆電話の設置基準を緩和**することで、公衆電話の効率化を図り**総額として国民負担を増やさない**ことが必要であることが答申された。
- ・答申において、第一種公衆電話の設置基準については、現在の**市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準を、それぞれ1km四方に一台、2km四方に一台**とすることに一定の妥当性があるとされた。
- ・なお、**ユニバーサルサービスにおける第一種公衆電話の設置基準を定める電気通信事業法施行規則**(昭和60年郵政省令第25号)についても、情報通信行政・郵政行政審議会より**上記基準のとおり改正**することが**適当と答申**(令和4年2月2日)を受けた(令和4年4月1日施行予定)。

【改正概要】

- ・「電気通信事業法施行規則第40条の6第2号の規定に基づき都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件」(平成17年総務省告示第1379号)(以下、「設置台数基準告示」という。)における、**適格電気通信事業者(※1)として確保すべき第一種公衆電話の都道府県ごとの設置台数について、設置台数基準の算出の基礎となる地域メッシュ(※2)の考え方を、答申を踏まえ、以下のとおり改正**する。(令和4年4月1日施行予定)

※1 適格電気通信事業者:電気通信事業者は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第108条第1項の適格電気通信事業者の指定を受けることでユニバーサルサービス交付金の交付を受けることが可能となる。

※2 地域メッシュ:地域メッシュ統計(緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目(Mesh)の区域に分けて、統計データをそれぞれの区域に編成したもの)で用いられる区画。この区画には、1辺の長さが約1kmの基準地域メッシュや1辺の長さが約2kmの2倍地域メッシュ等がある。

〈設置台数基準告示の改正内容〉

	市街地		市街地以外の地域		備考
	現在	改正後	現在	改正後	
設置台数基準告示	2分の1地域メッシュ (約500m四方)	基準地域メッシュ (約1km四方)	基準地域メッシュ (約1km四方)	2倍地域メッシュ (約2km四方)	今回の意見募集対象
【参考】 電気通信事業法施行規則	おおむね500m四方	おおむね1km四方	おおむね1km四方	おおむね2km四方	改正手続中

※ 市街地：最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。(直近の国勢調査の結果は平成27年国勢調査のもの)

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

（適格電気通信事業者の指定）

第一百八条 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。

一・二 （略）

三 申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

2～5 （略）

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一 （略）

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ～ハ （略）

三・四（略）

（業務区域の範囲の基準）

第四十条の六 法第一百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 （略）

二 第十四条第二号に掲げる基礎的電気通信役務 当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

○平成17年総務省告示第1379号（電気通信事業法施行規則第40条の6第2号の規定に基づき都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件）（平成17年12月27日総務省告示第1379号）

都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、当該都道府県の市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。以下同じ。）に係る統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュの数及び当該都道府県の市街地以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）に係る同項第一号に規定する基準地域メッシュの数の合計数に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た数を下回らないものとする。（表略）

○統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号）

1 標準地域メッシュ

(1) 基準地域メッシュ

基準地域メッシュは、次に定める方法により作成する。

ア 全国の地域を1度ごとの経線ならびに偶数緯度およびその間隔を3等分した緯度における緯線とによって分割して第1次地域区画を作る。

イ 第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。

ウ 第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して第3次地域区画を作り、これを基準地域メッシュとする。

(2) 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの二分の一の地域メッシュ（以下「二分の一地域メッシュ」という。）、四分の一の地域メッシュ（以下「四分の一地域メッシュ」という。）および八分の一の地域メッシュ（以下「八分の一地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法
二分の一地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分する。
(略)	(略)

(3) 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ（以下「2倍地域メッシュ」という。）、5倍の地域メッシュ（以下「5倍地域メッシュ」という。）および10倍の地域メッシュ（以下「10倍地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法
2倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分する。
(略)	(略)